

医政地発 0207 第 1 号
令和 7 年 2 月 7 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「課長通知」という。）において、感染のおそれのある医療機器等の処理については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 2 項から第 7 項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行った上で、委託すること等としております。

今般、関係学会へ照会結果を踏まえ、感染症法第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等の滅菌消毒の業務の委託については、運搬体制及び防護服の着用等による作業体制が確立している場合は、医療機関内で消毒を行うことなく医療機関外へ運搬することが可能となるよう、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）の改正に合わせて、課長通知を別添のとおり改正し、本日から適用することとしました。

貴職におかれては、これらを御承知の上、貴管下の医療機関等に対し、本通知の周知をお願いします。